

現場代理人の常駐義務緩和措置について

沼田市建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第10条第3項の規定による「現場代理人の工事現場における常駐を要しない」場合について下記のとおりとし、令和6年4月1日以降に当初契約する工事から適用しますのでお知らせします。

記

1 常駐義務緩和措置について

以下の2点のいずれかに該当する場合は、常駐を要しないこととします。

(1) 当初の請負金額が130万円以下の工事

(2) 以下のいずれかの期間に該当するとき。

ア 請負契約の締結後、現場での作業に着手するまでの期間

イ 工事を全面的に一時中止している期間（悪天候により中止する場合も含む。）

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等、工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成通知書の提出日から完成引渡し日までの期間

2 現場代理人の兼任について

(1) 以下の要件をすべて満たす場合、複数現場の現場代理人の兼任を認めます。

ア 沼田市内の工事現場であること。

※発注者が異なる場合は、すべての発注者が了承していること。

イ 兼任する工事の当初の請負金額の合計が4,000万円未満（建築一式工事にあつては8,000万円未満）であること。

ウ 設計図書等に兼任を認めない旨の記述がないこと。

エ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保し、兼任しているいずれかの工事現場に常駐していること。

(2) 兼任を認める件数について

2件までとします。

なお、当初の請負金額が130万円以下の工事については件数に含めません。

(3) 補足事項

近接工事及び緊急工事（災害復旧工事等）を含む場合、上記（１）、（２）の要件を緩和する場合があります。

兼任する期間は、原則として契約日から完成引渡し日までとします。

3 建設業法に規定する営業所の専任技術者と現場代理人との兼任について

上記２（１）の要件に加え、以下の要件もすべて満たす場合は兼任を認めます。認められる件数は上記２（２）と同様とします。

- (1) 沼田市と当該営業所が請負契約を締結している工事であること。
- (2) 当該営業所が沼田市内にあること。
- (3) 発注者と常に連絡が取れる体制を確保し、当該営業所または工事現場のいずれかに常駐していること。

4 兼任の手続き

「現場代理人兼任届出書」（様式第１号）を作成し、兼任に係るすべての工事担当課及び契約検査課に提出してください。

なお、当初の請負金額が１３０万円以下の工事については「現場代理人兼任届出書」の提出は不要とします。

5 注意事項

(1) 現場代理人の責務

現場代理人が複数の工事を兼任する場合でも、約款第１０条第２項の規定のとおり工事現場の運営及び取締りを行う責務があることに変わりはありません。兼任したすべての工事現場において連絡体制の整備を確実にし、各現場の安全管理及び工程管理に万全を期してください。なお、不備が認められる場合は兼任を取り消し、新たな現場代理人の配置を求める場合があります。

(2) 主任技術者等との兼任

現場代理人の常駐義務緩和措置を適用する工事においても、約款第１０条第５項の規定により、現場代理人と主任技術者等は兼ねることは可能です。ただし、主任技術者等の専任義務等、建設業法の規定は緩和されません。